

2024 年 10 月 11 日

お客様各位

労働者福祉中央協議会

「労働組合 会計・税務の基礎知識」における 追記及び表現の変更について

2024 年 8 月 1 日に刊行致しました標記図書において一部追記及び表現の変更等がございます。次の通り読み換えて頂きますようお願い致します。ご迷惑をお掛け致しましたことにお詫びを申し上げます。

変更箇所と変更内容

- ① 19 ページ 売上に係る課税のフローチャート内
【変更前】「基準期間の課税売上高は 1,000 万円超 5,000 万円以下？」
【変更後】「基準期間の課税売上高は 5,000 万円以下？」
- ② 22 ページ 最終行
【変更前】「第3. 労働組合役員の確定申告」
【変更後】「3. 労働組合役員の確定申告」
- ③ 33 ページ (7)無利息貸付
【変更前】「令和4年～令和5年中に貸付を行ったもの……0.9%」
【変更後】「令和 4 年以降貸付を行ったもの……0.9%」
- ④ 67 ページ (1)損金(費用)となるもの のなお書き
【誤】「なお、前頁の表に記載してある」
【正】「なお、上記表に記載してある」
- ⑤ 92 ページ フローチャート内
【変更前】「基準期間の課税売上高は 1,000 万円超 5,000 万円？」
【変更後】「基準期間の課税売上高は 5,000 万円以下？」
- ⑥ 112 ページ 償却資産税の図
【変更前】「固定資産税の課否」
【変更後】「償却資産税の課否」
- ⑦ 118 ページ 文書回答事例への追記
こちらは国税庁からの返答文言に一部記載漏れがございましたので次の文章を追加致します。

「標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。ただし、次のことを申し添えます。

- 1.(1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- 2.(2) この回答内容は大阪国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。」

以上